



社会福祉法人による 利用者負担の軽減制度

この制度は、介護サービスの提供を行う社会福祉法人等が、対象サービスの利用料を2分の1に減らすことにより、とくに生計が困難な人に対して経済的支援をすることを目的としています。

◆ とくに生計が困難な人とは…

その世帯の全員が村民税非課税で、介護認定者の収入金額が年42万円以下である人を行います。該当すると思われる方は、担当にお尋ねください。

◆ 対象サービスとは…

対象サービス		対象経費
指定介護老人福祉施設	旧措置入所者	日常生活費
	法施行後入所者	介護費、食費負担分、日常生活費
通所介護サービス（デイサービス）		介護費、日常生活費（食材料費含む）
短期入所生活介護（ショートステイ）		介護費、日常生活費（食材料費含む）
訪問介護（ホームヘルプサービス）		介護費

◆ 利用者負担額の軽減を受けられるところとは…

岩室村デイサービスセンターや周辺町村の特別養護老人ホームなどで行っていますが、詳しくは担当にお尋ねください。

「他の市町村へ転出するときには」

他の市町村に転出するときは必ず、被保険者証を返却してください。現在の住所地で受けた認定結果については、転出時に発行される「介護保険受給資格証明書」を転出先の市町村に提出すれば、引き続き現在の要介護区分でサービスが利用できます。



◆わたしたち岩室村のサービス水準は、新潟市と比較するとどのような状態なのでしょう。

新潟市を基準とした事務事業評価表

本村の事務事業を評価すると、新潟市の方が上回っているものと、同じ程度であるものを合計すると全体の80.6%となり、逆に新潟市の方が下回っているものは8.4%であることから、新潟市の制度に統一することによって、サービス水準の向上が図られるものと思われます。ただし、新潟市の制度に直ちに統一すると、わたしたちの生活に大きな変化をもたらすものについては、一定の経過期間を設けることで、その影響を緩和する調整をとる必要があります。

また、伝統や文化、地域コミュニティに基づき、独自に推し進めてきた事業については、その地域に定着したものであることから、合併後も地域限定して存続をしながら、一定の段階で改めて調整が行われることとなります。

